

事務所だより

第43号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

助成金を活用しよう！

第8回

労働者の雇用維持に 関する給付金

今月は、労働者の雇用維持を図る事業主へ支給される給付金について紹介します。

雇用維持の 支援

長引く不況等の理由によって、事業活動の縮小（注一）を余儀なくされた事業主が、雇用する労働者を整理解雇や雇い止めをしないで、一時的に休業、教育訓練又は出向をさせた場合に、休業、教育訓練または出向に係る手当や賃金等の一部を給付金として受給することができます。

この給付金は、雇用維持に努力する企業を支援するための制度で、大企業事業主には「雇用調整助成金」、中小企業事業主（注二）には「中小企業緊急雇用安定助成金」がそれぞれ設けられており、企業の規模で助成金の受給要件が異なっています。

事前の届け出が必要

今回の助成金は、次の三つのポイントを押さえておきましょう。

ポイント

（一）支給対象となる休業等または出向の実施について、事前に管轄の都道府県労働局またはハローワークへ届け出

ておくこと。

《注意！》

① 事前に届出のない休業等（休業及び教育訓練）または出向については、助成金は支給されません。

② 事前に届け出た事項に変更が生じた場合には、変更に係る実施日前までに、変更を届け出ることになります。ただし、休業または出向の内容が計画の範囲内で減少する場合は、届け出を省略することができます。

（二）支給対象となる休業等または出向の実施に関する書類を整備し、保管しておくこと。後日、都道府県労働局長等から提出を求められた場合は、速やかに提出することになります。

（三）次の不支給要件に該当していないこと。

① 休業等または出向の実施に係る事業所において成立する保険関係に基づく前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合

② 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受けた、または受けようとしたこと

により三年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合

③ 対象期間の初日の前日から起算して六カ月前の日から対象期間の末日までの間、労働関係法令の違反を行っていることにより、次の（イ）から（ハ）のいずれかに該当するなど支給することが適切でないものと認められる場合

（イ）都道府県労働局労働基準部（労働基準監督署を含む）から送検された場合

（ロ）都道府県労働局職業安定部または需給調整事業部の告訴または告発により送検された場合

（ハ）上記（イ）または（ロ）に該当しない場合であって、告訴または告発により送検されたことが明白な場合

④ 暴力団関係事業所の事業主である場合

※ ③及び④の場合、既に助成金の支払いを受けたものについても、全額助成金を返還することになります。

受給内容の見直し

平成二十四年十月一日（岩手、宮城、福島県の事業所は、

平成二十五年四月一日）から、次のとおり受給内容が一部見直されました。受給中または今後利用予定の事業主は、留意してください。

・ 生産量要件：最近三カ月の生産量または売上高が、前年同期と比べ、一〇%以上減少していること。

・ 支給限度日数：一年間で一〇〇日（三年間で三〇〇日）

・ 教育訓練費（事業所内訓練）：雇用調整助成金千円、中小企業緊急雇用安定助成金千五百円

（注一）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近三カ月間の月平均値が前年同期に比べ一〇%以上減少していることをいいます。

（注二）中小企業事業主とは、小売業（飲食店を含む）：資本金五千万円以下または従業員五十人以下、サービス業：資本金五千万円以下または従業員千人以下、卸売業：資本金一億円以下または従業員一〇〇人以下、その他の業種：資本金三億円以下

又は従業員三〇〇人以下をいいます。



追 加 事 項

派 遣 元		派 遣 先
日雇派遣の原則禁止	1	
グループ企業派遣の8割規制 実績報告の義務化	2	
離職後1年以内の人を元の勤務 先に派遣することの禁止	3	離職後1年以内の元従業員を派 遣労働者として受け入れること の禁止、該当する場合には派遣 会社へ通知
マージン率などの情報提供	4	
派遣料金の明示	5	
待遇に関する事項などの説明	6	
	7	派遣先の都合で派遣契約を解除 するときに講ずべき措置
有期雇用派遣労働者の無期雇用 への転換推進措置	8	
派遣労働者が無期雇用労働者か 否かを派遣先への通知事項に追加	9	
均衡待遇の確保	10	均衡待遇の確保に向けた派遣元 事業主への協力
	11	労働契約申込みみなし制度（※）

（※）平成27年10月1日施行

労働者派遣法が改正！ その二

派遣される労働者の保護と雇用の安定を図るために、平成二十四年十月一日から派遣元事業主、派遣先事業主それぞれに新たな事項が課されました。十月号から数回に分けて改正点をお伝えしています。

派遣元の追加事項

今回の改正で追加された事項のうち、主な内容を紹介します。

① 日雇派遣の原則禁止

労働契約が三〇日以内の日雇派遣は、原則禁止になりました。ただし、次の①の業務

または②の人を派遣する場合は例外として認められます。

① 禁止の例外となる業務

- ・ ソフトウェア開発
- ・ 機械設計
- ・ 事務用機器操作
- ・ 通訳、翻訳、速記
- ・ 秘書
- ・ ファイリング
- ・ 調査
- ・ 財務処理
- ・ 取引文書作成
- ・ デモンストレーション
- ・ 添乗
- ・ 受付、案内
- ・ 研究開発
- ・ 事業の実施体制の

企画、立案

・ 書籍等の制作、編集

・ 広告デザイン

・ O.Aインストラクション

・ セールスエンジニアの営業、金融商品の営業

②次に該当する人

・ 六〇歳以上の人

・ 雇用保険の適用を受けない学生

・ 副業として日雇派遣に従事する人（生業収入が五百万円

以上の場合）

・ 主たる生計者でない人（世帯収入が五百万円以上の場合）

なお、労働契約が三十一日以上あれば、日雇派遣には該当しません。そのため、労働契約期間中に、労働者を複数の会社に派遣することは違法ではありません。

十二月の労務手続
「提出先・納付先」

十二日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

〔労働基準監督署〕

（翌年一月四日）

○健保・厚年保険料の納付

藤田社会保険労務士事務所

〒601-1456
京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611
e-mail k-fujita@k-fujita-sr.com
URL http://k-fujita-sr.com

編集後記

後日に整理しようと、9月下旬ごろから資料のファイリングを急っていたところ、あれよあれよと横積みの資料が高くなっていきます。やはり効率の良い仕事を行うには、いかに整理整頓が大切か、身をもって感じている今日この頃です。（ぎん）

「郵便局または銀行」
○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出 「年金事務所」
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 「公共職業安定所」
本年最後の給料の支払を受ける日の前日まで
○給与所得者の保険料控除申告書兼給与所得者の配偶者特別控除申告書の提出 「給与の支払者」